

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

第2条 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(移動条を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(移動後条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(他の条例等との関係)</p> <p>第2条 医師等の給与の支給等に関してこの規程に定めのないものについては、別に定めるもののほか、<u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)</u>、<u>職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟県条例第4号)</u>、<u>職員の修学部分休業に関する条例(平成17年新潟県条例第8号)</u>、<u>職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年新潟県条例第3号)</u>、<u>職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年新潟県条例第67号)</u>及び<u>職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年新潟県条例第30号)</u>並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。</p> <p>(格付及び給料の支給)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。</u></p>	<p>(他の条例等との関係)</p> <p>第2条 医師等の給与の支給等に関してこの規程に定めのないものについては、別に定めるもののほか、<u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)</u>。以下「<u>一般職員給与条例</u>」という。)、<u>職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟県条例第4号)</u>及びこれらに基づく人事委員会規則の例による。</p> <p>(格付け及び給料の支給)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、第3条の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第3項の規定の例によるものとする。</u></p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。